

# 介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金

市内介護サービス事業所を運営する事業者を対象に、従業員に係る喀痰吸引等研修の受講料等として事業者が負担した費用の一部を補助します。

## 補助対象者

(1) 次のいずれの要件も満たした従業員を直接雇用（派遣は対象外）している介護サービス事業者であること

●介護サービス事業者の定義 以下を全て満たす者とします

①市内で以下の指定介護サービス事業所のいずれかを運営する者

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

②登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者として登録されている者

●従業員の要件 以下を全て満たす者とします

ア 申請日において喀痰吸引等研修（第1号研修又は第2号研修）を修了しており、かつ、その修了日が、令和6年4月1日以降であること

イ 介護職員として、船橋市内の同一の介護サービス事業所に研修の修了日以降3か月以上就業しており、かつ、申請日においても就業していること

ウ 申請日において、介護職員として登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者として登録されている船橋市内の介護サービス事業所に就業しており、かつ、当該事業所の認定特定行為業務従事者として都道府県に登録されていること（研修で修了した喀痰吸引等の行為に限る）

エ 過去にこの補助金の交付を受けた介護サービス事業者から喀痰吸引等研修の受講料等に対する補助を受けたことがないこと

(2) 他の公的な制度により、従業員に係る受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと

(3) 従業員に係る受講料等の2分の1以上の額を負担していること

(4) 市税に滞納がないこと



## 補助対象経費

従業員に係る喀痰吸引等研修の受講料等として介護サービス事業者が負担した費用

●受講料等

喀痰吸引等研修の ①受講料 ②テキスト教材代 ③保険料

## 補助金の額

・従業員1名につき、対象経費の2分の1の額（1,000円未満端数切り捨て）

・従業員1名につき、補助金上限額70,000円

・補助金の交付申請は、同一年度内に一法人につき2名分まで

## 申請期限

令和6年度は、令和7年2月28日が申請期限です。

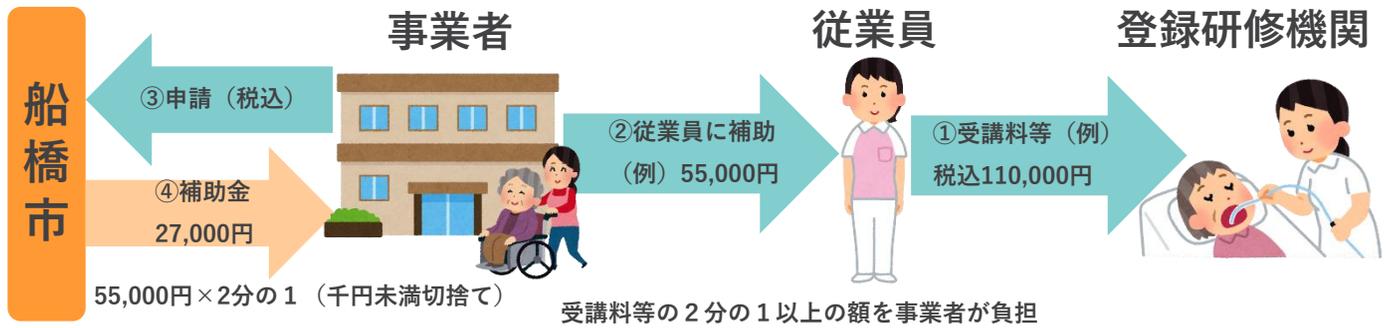
お問い合わせ

船橋市 介護保険課 TEL：047-436-3306



# 補助金交付のイメージ

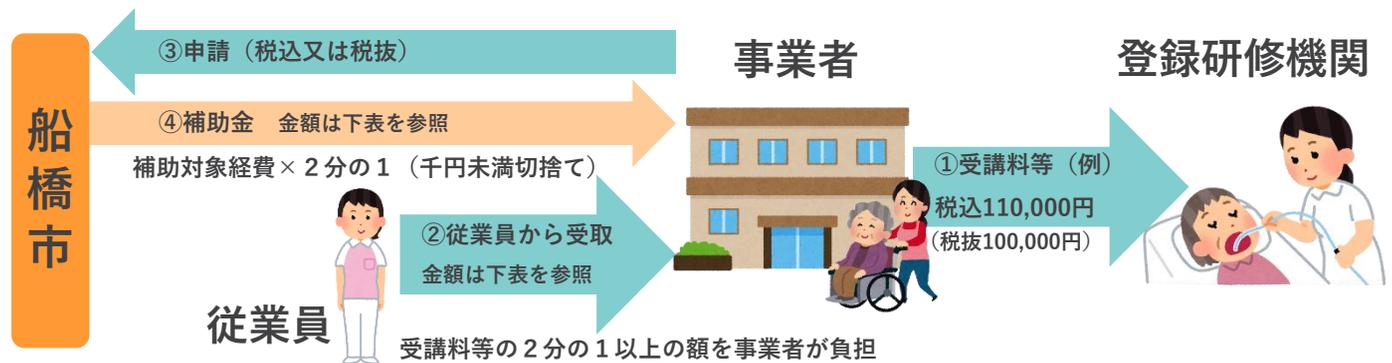
## 1 登録研修機関への支払を従業員が行う例



税込額	受講料等 (例)	補助前従業員の負担 (例)	補助前事業者の負担	補助対象経費	補助額	補助後従業員の負担	補助後事業者の負担
税込額	110,000円	55,000円	55,000円	55,000円	27,000円	55,000円	28,000円

補助額 = 補助対象経費 × 2分の1 (千円未満切り捨て)

## 2 登録研修機関への支払を事業者が行う例

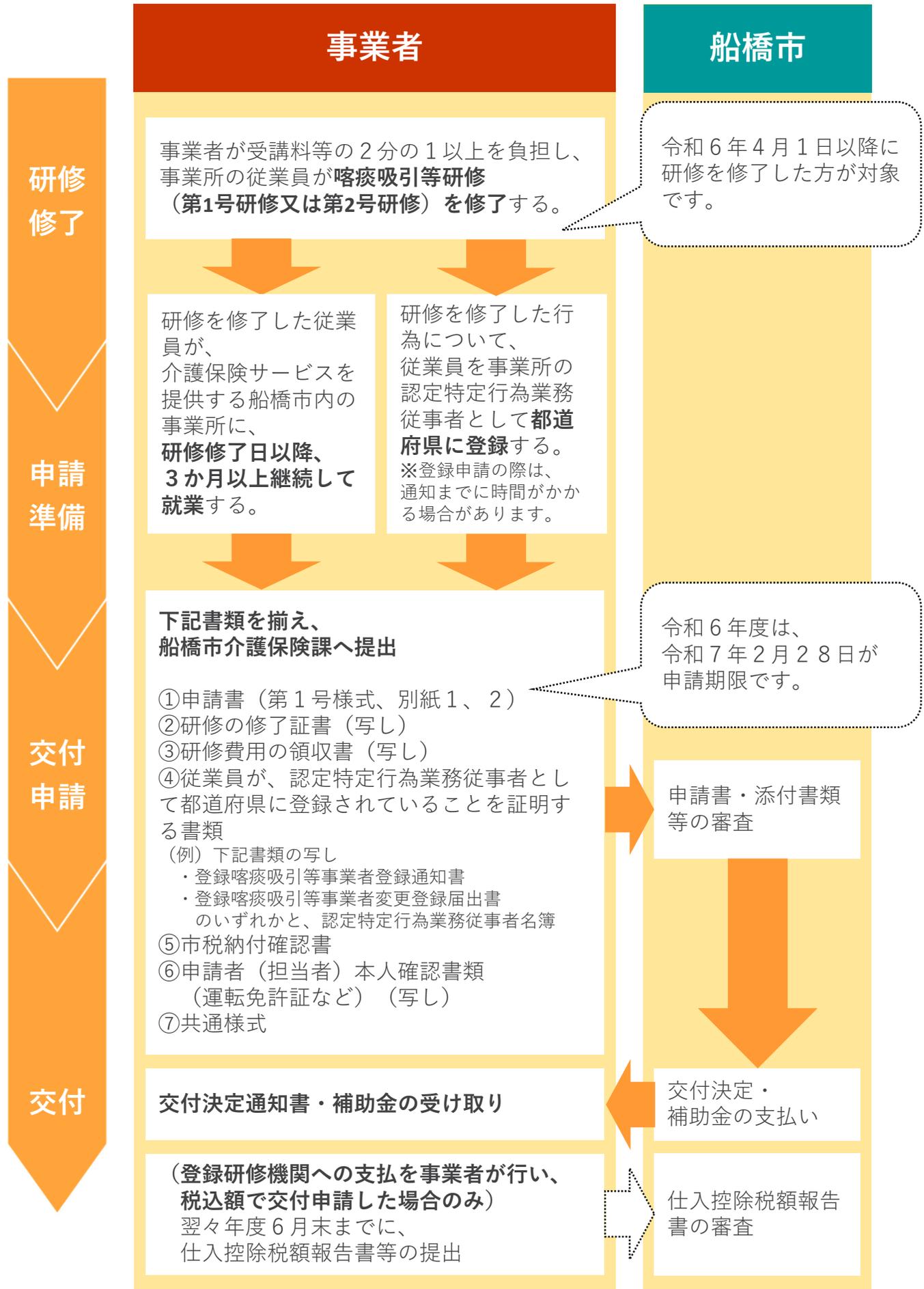


税込額又は税抜額	受講料等 (例)	補助前従業員の負担 (例)	補助前事業者の負担	補助対象経費	補助額 (※)	補助後従業員の負担	補助後事業者の負担
税込額	110,000円	55,000円	55,000円	55,000円	27,000円	55,000円	28,000円
税抜額	100,000円	50,000円	50,000円 + 消費税	50,000円	25,000円	50,000円	25,000円 + 消費税

補助額 = 補助対象経費 × 2分の1 (千円未満切り捨て)

※税込額で交付申請する場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、額の一部について返還が生じる可能性があります。

# 補助金交付までの流れ



# Q & A

## 従業員について

**Q 1 従業員が船橋市民でないのですが、対象になりますか？**

A 1 対象になります。船橋市外にお住まいで、船橋市内の介護サービス事業所にお勤めの方も対象となります。

**Q 2 従業員が非常勤の場合も対象になりますか？**

A 2 対象になります。

**Q 3 法人の代表者であり、介護職員としても従事しているのですが、対象になりますか？**

A 3 介護職員としても従事している場合については、対象になります。

**Q 4 従業員が、研修修了前から市内の介護保険サービス事業所に勤めている場合は、すぐに申請できますか？**

A 4 すぐに申請はできません。研修の修了日から数えて3か月以上同一の市内介護サービス事業所に継続して就業し、申請日においても勤めていれば対象になります。

**Q 5 従業員が、研修修了後、市内事業所に3か月以上就業したのですが、現在は退職しています。この場合、助成の対象になりますか？**

A 5 申請日においても就業していることを要件としていますので、対象になりません。

**Q 6 対象となる介護職員が複数いますが上限はありますか？**

A 6 同一年度内に1法人につき2名分まで補助金の交付申請が可能となります。

## 対象となる費用について

**Q 7 同一の従業員が第2号研修を複数回受講した場合、全て補助金の対象になりますか？**

A 7 全て対象にすることはできません。

研修を複数回受講した場合も、補助金の交付申請は従業員につき1回のみとなります。

**Q 8 第3号研修の受講料等は助成の対象になりますか？**

A 8 対象になりません。第1号研修又は第2号研修が助成の対象です。

**Q 9 研修受講の入学料や交通費は助成の対象になりますか？**

A 9 受講料、テキスト教材代及び保険料が助成の対象なので、入学料や交通費など、その他の費用は対象となりません。

**Q 10 従業員の受講料等のうち、事業者がいくら負担すればよいですか？**

A 10 受講料等のうち2分の1以上の金額が事業者の負担となる場合、助成の対象となります。

### 【パターン別費用負担イメージ】

	受講料等 (例)	補助前 従業員の 負担 (例)	補助前 事業者の 負担	補助対象 経費	補助額	補助後 従業員の 負担	補助後 事業者の 負担
1	140,000円	0円	140,000円	140,000円	70,000円	0円	70,000円
2	140,000円	70,000円	70,000円	70,000円	35,000円	70,000円	35,000円
3	140,000円	100,000円	40,000円 (※1)	0円	0円	100,000円	40,000円
4	200,000円	0円	200,000円	200,000円	70,000円 (※2)	0円	130,000円

補助額 = 補助対象経費 × 2分の1 (千円未満切り捨て)

※1 受講料等のうち、事業者が2分の1以上の額を負担しない場合は、補助の対象となりません。

※2 補助金の限度額は、従業員1名につき70,000円です。

## 領収書について

**Q 11 研修費用を銀行の口座振替で支払い、領収書が手元にないのですが、申請できますか？**

A 11 必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。